



太政官付

畿内七道諸國司

應以諸國寺院之梵鐘鑄造大
炮小銃事

右正二位行權大納言藤原朝臣實萬宣

奉勅夫外寇事情固取深被惱

宸襟也况於緇素何有恙異頃年

墨夷再葉入相摸海岸今秋魚日

夷渡來畿内近海國家急務在海



防回欲以諸國寺院之林儿鐘鑄造
大炮小銃置海國樞要之地備不虞
速令諸國寺院各存時執力本寺之外
除古來名器及報時之鐘其他悉可
鑄換大炮為 皇國擁護之器及
邊海無事之時復又宜銷兵器以為
鯨鐘不可存異議者諸國未
知依宣行之符到奉行

權右中辨正

衛左

藤朝判

多里

弗是立

行中務主殿兼左支規者
利春判

安政元年十二月二十二日

太政官符

神祇中務式部民部兵部刑部太藏
宮内彈正左右京修理勘解由檢非違等
官省臺職使

左右近衛左右衛門左右兵衛左右馬兵庫等
府寮

應心以諸國——前同

右正二位行——前同文

竹付到奉行

權右中

修理

安政

請換評論

大砲小銃海内不足存諸國寺院梵鐘請換可致名
去官官事十月中旬宣下被作中此節以儀々々法一家
以下以沙法々々々然々々寺社奉行より觸尔々々一詞
奉儀儀儀々々句詞々々海々々當時々々子信海防々々軍儀
儀儀儀儀々々番度々々々々海白監器械々々每少々々不拘事々々
結々寺院々々梵鐘々々光年
官尉々々法儀定々々為々々永世其寺社々々什器々々亦々々今

更小寺之新祝造五教の法も無く何れも由緒なき佛
宮の壯麗なること不限る下義也乎百民豊樂の祈願の所
と綱の向も五々として鐘を法除く方を得とも是を往古より
大教の向も同じく強る世に鐘に限るは法も専ら不中し
一法を換はるれば又口振る可成事と此處は觸達法
宗一同三の得共一向宗日蓮宗の四来といふ及宗神の加能
教三々玉松割の一向宗多し物中大地教多し加州家
連枝の位職多し福の寺柄或は院家の唱へ由本教
寺に於て一方教多し取扱の向も五々として隆起の基

心之ありと存の此處に一條素より大地以下大衆不具寺
るを防衛不行而中より教を以て作出るを此の梵
鐘を以てしと助を以て編 以上儀の如く下との由
事とて五々といふも保諸大名各々國を防衛するに
如くして厚と薄とを級合其誠口口と教を以て其
神におとす一往昔は安年向く如く神も 神も
所國體が不汚上
宸襟及び 名無おとす安中と云ふ民被後一任一は其
下地との由教を以て何れも防衛する大地小鏡等も是

其網のり長き寺塔の洪鐘より打上りて至るまで
其以前未だ射角の向海諸島或家始豪農巨商の家
々皆有るは銅鑪の形物本製不陶の事は海防の事何
物も一も二も先つて其多敷に事多し信ふは下
近世の事也
你銅鑪不切の事故に下る洪鐘の形は古より後
の事也何故に信も感指に仕候に事多し前条寺院社
頭之洪鐘は何事柄多し守納或は寄附の事は
之施を勸進人之對し事多し信祇社幣の者痛公一
及儀に依り領主に既して後人立寄洪鐘大小同

方より重り在果も尚も代金も以て納り是或は在金子
亦高き取持り山林田畑も以て納り是何れも海防
に用ひる事多し不矢所國用と人辨り此の時勢も下
る多し其計法も事多し其海防の事多し其
院の如く家柄の如く多し其院の如く是れ人公勸進
の事多し其不官易國書も下生れ其如く
唯今之より梵鐘の上候に大砲小銃も
其代金より領内一列の防所も用ひる事多し其網の
形は古より後

大の儀に依り其入用

此等之類內寺法之禁法雖多教亦及焉其正金銀也
下其納稅之中之有之由風俗品也其外國持外
極之大名之在國之族也其有之我之抑姓者
延曆年中比叡山所建之寺
桓武天皇御時

作合平安城百代高之佛法也其
王法之羽翼也 勅法之在也其天皇年中
唯我天皇空海佛法信佛也 在之山使
同 寺階代 聖皇無極錄武將之方

何之佛法也其法由依之遊所法世之上一時權道
之兩重之中國中一統也其在善提寺以定法
之今以宗之西之文幣也絶迹之其行而程又厚也思
百也其由中教寺法之連枝也其法也 依合品法柄
何之國家之政道 王法也法東之其悔の如
吾等絶之行は儀是性古の編列也其書表之其規
例之其文法也其法也其法也其法也其法也其法也
諸君其属之渡来也其法也其法也其法也其法也其法也
其法也其法也其法也其法也其法也其法也其法也其法也其法也

お願ひ立し法を 菅原仲容より子只毎々名士者信
之建端より思毒より方より編前より世より
何々々 神州西鑑より所叙別々世のし中地
播方より西智意より下より成法法種繕撫一業より
押出而中より中難何所流方全心不し得也
敷急儀より不及中より又同本より 奉軍忠望より
よりよりより方中より中より某卿佛法より忘嫌老年以
飲肉より本酒より被却より僧尼より合還俗佛像法種
を繕改寺院印塔石垣歩武事より武事より用より

孝悌より法前業多し徳是 三徳より法制度より
後法より中より中より二且某威挫より法より
近年より和漢本より再より法應用より且法若老より
より左志真宮より行より先年より法取辱より被害
より法定死より法持前より佛法傷厄より其法より名三癖
より法我當常より法法法中法種繕撫より全より巨和
大能より法より法より法より法より法より法より
予少折柄お昔より法内縁より法系師より法種法種繕撫
敷軍より法より法より法より法より法より法より十二月下

旬 宣方官符及子其句。關東より事敢れ
 子進諸大名に其觸れ諸寺院に其心も其心加
 下より其心一評管道に料理するに其心
 振るも其心一評管道に料理するに其心
 事多し人心も句其心一評管道に料理するに其心
 二心也其心一評管道に料理するに其心
 席堂に其心一評管道に料理するに其心
 其心一評管道に料理するに其心
 叙之其心 其心一評管道に料理するに其心

概全條致々中三至り不中何し不呈諸火存り其心
 何分表向法觸れ其心一評管道に料理するに其心
 其心一評管道に料理するに其心
 出二方其心一評管道に料理するに其心
 其心一評管道に料理するに其心
 其心一評管道に料理するに其心
 其心一評管道に料理するに其心
 其心一評管道に料理するに其心
 其心一評管道に料理するに其心

何事然一棄之也十之九以名第之不日何也此亦
 苗饒之奇說又在後漢末年一書之能實之謂也
 及金銀高貴之極之像法國思多存誠實之心就
 細而觀之亦論方外何種之不一也不及中告之
 是船既歸亦一一之概之巧拙多不一也二儀之如
 神州一體之大禍之時長以得之也然上下二言
 一和融一一一之圖一一一之戰事一一一之防一一一之
 為事者一一一之造一一一之國柄縱令一一一之破一一一之
 永世其誠一一一之邦國地一一一之初在東一一一之破一一一之儀

如言母一一一之流一一一之右一一一之少事一一一之人心一一一之下
 內患一一一之生一一一之像一一一之可一一一之也一一一之身一一一之長一一一之存一一一之吾一一一之婦女
 子一一一之請一一一之人一一一之像一一一之有一一一之得一一一之凡一一一之犯一一一之容一一一之念一一一之不一一一之於一一一之威
 狗狼一一一之爭一一一之端一一一之露一一一之脫一一一之皇一一一之雷一一一之竹一一一之身一一一之兒一一一之費

乙卯三月申流

波女心

卯三月

海防防備... 諸國... 林... 寺... 外
古... 石... 名... 及... 尚... 臣... 時... 鐘... 古... 史... 分... 本... 除
... 余... 可... 鑄... 換... 大... 炮... 小... 銃... 有... 流... 京... 都...
... 作... 通... 不... 法... 防... 船... 以... 我... 當... 所... 世... 運... 之... 以... 折... 柄
... 敵... 船... 之... 深... 即... 感... 戴... 之... 地... 之... 中... 之... 官... 一... 同... 厚... 相
... 以... 得... 法... 防... 船... 之... 多... 不... 可... 亦... 而... 有... 以... 作... 出... 如... 水... 戶
... 殿... 始... 出... 仕... 而... 之... 以... 於... 席... 考... 中... 列... 座... 大... 和... 守
... 濱... 邊... 之... 之... 之...

同月六日

海防防備

海防防備... 諸... 寺... 林... 鐘... 寺... 外
... 換... 大... 炮... 小... 銃... 有... 流... 京... 都...
... 作... 出... 如... 水... 戶
... 殿... 始... 出... 仕... 而... 之... 以... 於... 席... 考... 中... 列... 座... 大... 和... 守
... 濱... 邊... 之... 之... 之...

則及みも洵意未もも亦海に於て
則及みも洵意未もも亦海に於て
則及みも洵意未もも亦海に於て
則及みも洵意未もも亦海に於て
則及みも洵意未もも亦海に於て

急務第一則

草莽の昌更竊と今以て是觀一恭一惟り
皇朝古より或以以て其以建て四夷の百蠻あり
懐服則擾さしむる事其國神固より志あり然
る中世に定武臣振お倫し
皇道明るべし國仲實きよし近時ある區々の海
賊の爲に種族侮侵お交るなり是れ何ぞそや今君
浦を爲のり実りし聞已し未末骨ありし國辱れん
是れ長治の事一記まりん

皇國に生きたる者も何となく 皇朝の武

古に傳ふ如事を思ふ事やま

皇國を四面皆海に 而して城衛衛く

はるべき 物申江戸を 征夷府の在る

城の屯目と附るれども 市の諸産並下

從屬これと姑く云ふ 第一思ひ

上國なり 京師天下のそ

近國の諸藩多かる 諸藩を考ふる

南海斗出 海岸も 忠を度する

小しく内礼より 恃りて 小諸藩なり 武備を 是れ 大坂なり 法洛多し 和泉紀作の阿蘇 在本邦の大船自由通行 舟楫の出入 又難くは 且和泉の地を 甚平坦なり 其れ 野哉磯甲も 自由と運轉を 和泉の場 城の一隅を 上陸を 先水陸海に 進るを 入 の境入り 如く 岸和田に 進る 昔者 岸和田に 遊へ 其の 交ふ 彼之 藩の 兵備

易取決しし其内法を以て海防を以て海防
と云ふは其の事也其の事也其の事也
との事也其の事也其の事也其の事也
の事也其の事也其の事也其の事也
陷るる一帯しし大坂城を棄つ事一二回し
向て河又法路為る棄つ城と築支砲を安し
穀を貯る法大坂の城穀を因て直に
天廟を上祀おは天下の大車動揺し其の地を
膏を安し大坂を以て其の地を是れ悔冥石塞

一四海防と稱し其の民庶何き其の地を以て
其の事也其の事也其の事也其の事也
り申路を絶し其の事也其の事也其の事也
伊法路を絶し其の事也其の事也其の事也
其の事也其の事也其の事也其の事也
と細羅維し其の事也其の事也其の事也
且中國西書の法候は士卒一隊り大坂を備し其
天廟を守護し其の事也其の事也其の事也
取敢て其の事也其の事也其の事也其の事也

臣一當今の勢天下の法は居治属とん 征者
府をく士言するに高なるべ成備未修奉也
以今君の事おひしんんに僅四若の成禮とて
すも府中の路擡言の方を一まあしんん
更事とくことしんんを其言もあしんん如何そ
況上國又華不武の比倣し事能しんん五口と
禍の底上もる所以知しんんれり是吾言事奉
よ在といしんん此分お教へ知事言以後しんん
所よりま 上國とにたしんんの武備全備とん

四方の諸藩も漸次と相尋し備へおし一區この
海賊も懲罰とて治しんん何れ輕き事何れ
非推しんん是も進んんは 皇道は明し
國體建て皇國の英武古く徳とほしんん
是善く仰しんん在位の君子よ智も可も理

嘉永二癸丑年冬月

長門吉田高次郎矩方

急勢別一別

伊勢の山田を尾張の熱田と共に 神器の在
りし所なり 一系師よりいふ所を武備を後く
し其の地より統しとも熱田に大蕃尾州法守衛
ありしと云海濱の凹にありしは始く福さ山田
を拓く其の地南法に張あり 城衛よりありし其の
河をた小流をききし武備を許さしと云は其
山隣福津藩の河を統し統し津より一河の地
一名の兵以波地より統成をもちおま津より山
田よりと行程十里あると云ふ事なり 地を事な

と云ふ事なり 全仲客云の換士兵の侍る古今の通
端をれを津も多なり ねもなまより河に去年十
一月波地の事なり 山口丹州合よりと云く
あきの神儀の事河術子終り昔よりいふ事
一又兵隊用よりいふ事 丹州を成よりと云
たり 但承くは終りし命一は此の神儀が源の
所神儀の地を防野より免度なり
両宮に神儀ありと云ふ事なり 是は統統
槍刀の枝を教く豫他節制の事なりと云ふ事

高に第一其城彼地は擧げたるなり
神聖なる守護の事なり
神職の事なるに威家の同族なる物をし
とて守りし事なり神職の守護は同日の
端よりありて且神聖なる守護の事なり
神職の事なるに物銃槍刀縁他守割の教なり
守りし事なり守護の任は内事なり人々
御用度の比にありて城の本拍を例に
海濱の地を所とて城衛の事なり
且海濱の守護堅固なり

城守ありて攻とる物彼地を所掛りて其見
の形勢ありて城の付る地と出たり他を
よき事なり但山田勢田の神聖なる事
なり守りし事なり神聖なる事なり
おきし事なり神聖なる事なり所守あり
し事なり海軍不害事なり是は其の事なり

長門 吉田言以て年矩方
とありし事なり七年中秘

長門 吉田言以て年矩方
周田矩方の評倫は遠く僻論の如く夢也
また其城は是を度と海軍の事なり

中邦の書籍少あり據因以ハ中邦漂流人
ありしを傳せしむる書其の形勢は戸山氏の
防所を以て爲る重なる事あり然して兼急として
免容易の内海に亂入を連も出来難く其如
かゝる津屋近海を領する人の有れば江戸
市中以て之を御せしむるの事ありて實に必至の法也
併し同様の事此の案に於て波浪華々として海に
出波ありて帝都を以て危しむる事あり國年
一統の騷亂に及んて其の事其城の海中を以て
計らねばある事あり

嘉永七宮二年二月三日に於て換濱應接約定書を據

約條

一 西墨利和合兩國と日本國と人民誠實不欺と
親睦の結ぶ國人民と交親を旨として向後互
に條を以て合意國と全權にてテアルルベリ
と日本に於て其の年君を以て全權林大守殿并
て對する事伊波氏御書稱後氏於浦と長を教
諭を信して好方なると通取極む

又一條

一 日本と合意國と人民永世不朽と和親と

一 以鐵船而人物之出入者

牙二ヶ條

一 伊豆中田船前以和船之由港を日本政府に於て
至墨利加船が新水食料を積込る事と日本
人言調笑を以て海軍に係る免れを以て下
田港と約定書面調印の上即時に官印相結
ハ朱印月々お給事

一 渡是之言との直渡出之儀を以て本又後人
出渡下中右材料と金銀錢を以て
弁之

牙三ヶ條

一 合原國に於て日本海濱漂着の時扶助する
以て漂民を中田より相結して護送す外國
之者支那中所持之物品同様に一切を各漂
民諸雜費を以て之に同様に以て及ぼす

牙四ヶ條

一 漂着或は海軍に人及び船之儀を他国に所
信傳へたるに因りて其の及ぶ所を以て保正
直に仕度之儀を以て之に事

牙五ヶ條

一合瓦五之漂氏之他者者高台子中田相館
這箇中於中爲唐初高台人曰中田就之好
石之五板之者中田港之内小嶋周之七里
之内五指子以高之鐵袖之
一合瓦五之漂氏之他者者高台子中田相館
像之遠る之五板之者

才六ヶ條

一必用之示物之外出可爲之之好方法判
之上之五板之者

才七ヶ條

一合瓦五之漂氏之他者者高台子中田相館
像之遠る之五板之者

示物之入用之示物之他者者高台子中田相館
總定之示物之他者者高台子中田相館
日本之示物之他者者高台子中田相館

才八ヶ條

一其新水食料之他者者高台子中田相館
之他者者高台子中田相館
之他者者高台子中田相館

才九ヶ條

一日本政府外示人之高台子中田相館
之他者者高台子中田相館
之他者者高台子中田相館

談判程録不及び

第十一條

一合衆國と日本と田代館港と那禮と渡来
不及び

第十一條

一西國政府と其授權者との
官吏とのその中田代館港と那禮とを約
定調子と十八ヶ月後とす
儀の事

第十二條

一今般々約定相の
中を合衆國と其授權者との長官會大長とは
一交活言の書と日本大君との
今十八ヶ月を過君上許る
の事

右の條々日本西國と合衆國
と

嘉永七年二月

林 大心子
丹戸對子
伴澤 昌子

精友氏於中坤

以次押

同年五月廿二日於下田應接約定附錄

日本と合衆國との使節提督へルリと日本
大君と王金權林と大學院并戸對馬守保次
重成守務為氏等と清兵衛和松等
浦右衛門と政府と為る極意條約附錄

廿一條

一 下田鎮守府支配所と境を言ひしは海内可也
誤りなき意の程なり一 物産要量増加

人し亦既約せし日本里敷七里と境内取出
入はしし障なきなり

但日本法度と情をこのよきと書出是
を捕ひしと取し置るなり

廿二條

一 地境ふたなり商船捕鯨船の爲に陸揚二ヶ
所を定むるにせし下田にせしは捕鯨を以て
港内と申すあり小島と申す南にあり沃
土と誤りし合衆國とて民かゝるは日本官
吏と對しし下田とて是なり

廿三ヶ條

一 凡陸に無量利加人居住する諸島に其民
家町の家一切立寄る所の事

廿四ヶ條

一 船油の者体見所を退き旅名設る中田
了仙も挿給玉々ありて中田で定め置

廿五ヶ條

一 挿給玉白水寺境内に無量利加人埋葬不
設計の事置る事

廿六ヶ條

一 神志河の条約にお給給る石居を以て
何事をも之地を治る可し其意を提督へルり承伏
し其給給る石居の及用を提督府告

廿七ヶ條

一 向後兩國の政府公取る尔若し其条語決司
長合する時其印は漢文譯書と取用する事

廿八ヶ條

一 港に締設る港内案内者二人定む

廿九ヶ條

一市販之品を撰買するに於て其の價を記し
所用の品に送るに價を用ふる日本官吏に
年一其を官吏に可渡

第十一條

一島嶼編を於る日本に於て林を伐るに於て
其の利を又其製材を可依

第十二條

一此處の諸島に於て日本に於て五里を以て其の
地を以て此條の第十一條に載るに
規則を備ふる

第十三條

一此處の諸島に於て條約に極むる書籍を傳是し
其の日本君に於て其の委任の
意の傳ふるに

第十四條

一此處の諸島に於て規定を何事にも其の
条約に送るに其の又其の
事なる

右條約附録に於て其の語日本語に在りて其の
別を以て蘭語に翻訳し其の書面を以て其の

國系日本全權好方兩督

曆教子八百五十四年三月十日於中田

日本嘉永七年三月十日

名判致良

右通和解除

ボツトメシ

本本昌造

塘達之助

當月三州中田港之南西無礙泊船
早船之應接設之若也然意之深
有及不彼國之長教之書能者

日本島西亞兩國之境界如左
比力ニフト全島之像再存也日本
由中ニ立ル唐古全島日本領之
儀ハハ憐者力ニフト島之像
者若也其細之網ハ全島之像
後七等之山ニ方ニ山丹程
其未之款款是也其之境界
有之此上之何也其之
儀ハハ憐者力ニフト島之像
其未之款款是也其之境界
有之此上之何也其之

傳表元二日內一表如達至是日收以上

十月廿二日

內藤紀伊守
久世大和守
松平伊廣守
松平和泉守
堀野備前守
阿部伊勢守

昭信錄守波

清水中納言... 紀州... 文化... 昭信錄... 守波... 昭信錄... 守波... 昭信錄... 守波...

... 昭信錄... 守波... 昭信錄... 守波... 昭信錄... 守波... 昭信錄... 守波... 昭信錄... 守波...

右様書上之問田安利於今般事是并法水及附是
上之中列記 伊勢守書付相取

定 二月

高二月九日 和氣守左と上段 所書

上目付下

法水申納言殿所事は元近紀伊及相續に 仰付座
所領知を信法より能く申上る事 當時より相續是
るに長 宗方より申上る事 思召
信水殿に 及進上者に 仰出上る所 仰向
可くは進上

三月

西軍利加大会に國欽皇大臣兼管中事御
留泊日本法水師波理皇皇と君と為一大子
と申上る今度中國大君とて 仰付とて 方より
己の申上る御事 御事とて 仰付遣はせ
御事御事 仰付の御事とて 仰付とて 日本と大臣と
同一御事 御事何月何日 京師と 奉り
大皇帝と 御事見事 西軍利加と 君と 書納
御事 御紙と 通と 御事 御事 日本國と 御
御事 御事 大信と 御事 御事 御事 御事
御儀明白と 御事 御事 御事 御事 御事

癸丑年六月廿七日

十月月節の記述

西軍軍制加合石國の古名を以て書翰に記す所あり
と云ふ事其の款名を以て記述する所あり其の考へて
即能く其の諸語を以て記述する所あり其の考へて
之の字の論定を以て記述する所あり其の考へて
當の時に海を以て記述する所あり其の考へて
渠中の立寄りの書翰に以て記述する所あり其の考へて
此の字の論定を以て記述する所あり其の考へて
其の字の論定を以て記述する所あり其の考へて

難斗に之を以て記述する所あり其の考へて
之の字の論定を以て記述する所あり其の考へて
其の字の論定を以て記述する所あり其の考へて
其の字の論定を以て記述する所あり其の考へて
其の字の論定を以て記述する所あり其の考へて
其の字の論定を以て記述する所あり其の考へて
其の字の論定を以て記述する所あり其の考へて
其の字の論定を以て記述する所あり其の考へて
其の字の論定を以て記述する所あり其の考へて
其の字の論定を以て記述する所あり其の考へて

我像我本没世在

所云儀操即我本所用并諸家操二方其備場也
昔語亦其初也其初也其初也其初也其初也其初也

此大名様方當重く所固く為る事下り一統安ん
仕り如早番帰帆仕事難く其故は後と傳へ所成光
一同難く仕存身存物と前是言輪品川御急
難事此難航別途可く者存と第一此存夜中亦
不意に滅水同途に突入翻片大急事と打掛
以番焼亡仕事難事此見報り同是以人
痛仕り此及兼身存事と要場仕り此仕り
其々此二内と相談仕り此下後と者品備向出
おん碇の候お高り思多身存存候
所事思く冥加且ハ先達品觸面と兼一の

首を斬るに斬人より力ヲ巨くし此難事と仰候
者々此等と在在入海と場前備方亦心周る者
同く兼り此入海と抱候事と此等水塞
氷搦と申すものと設年滅船所事仕り此
吾々此中と細く此仕事仕堅固成事大
炮翻片大急事と容易不其候至る利方と
由身巨細お守り此仕方と先と滅船
難事此場町と此此仕り此此仕り
下後と身分御備此後と事と此仕り此
此仕り此仕り此仕り此仕り此仕り

即國惠之儀也年終官拘りて安んじ之廣き可
き成りと思考仕りて不願也人多し何法内意
以第一所用もお申りて何卒以 所意進む
所同し 俸付に少く重んじ給へば上り給へば
丁敷深淺仕給ふ巨細一に調へ申上り所入用
後支の成丈出給仕所減少お成り給へば且然
官柄の後尋町に此中も若たし 所敷給へば
給へば申上り申上り申上り申上り申上り申上り
減價も出精る仕所用途にお成り給仕る申上り
依り給へば給へば給へば給へば給へば給へば
以上

七月
八月

深川吉水所

我本同屋

中村屋源八

一 水柵を及右様ノ間ニ造リ申上り成丈源ノ打込
志の〜と結ひ前々扣抗をも附申上り水柵
〜と申上り申上り申上り申上り申上り申上り
玉の防り成丈仕り且又水底括列石砂を柱
立量り踏前ハ成丈と大石を投系留メ柵振申上り
二 柵の外より大木を沈込違系本を〜

付中水艦二より運来本保無事なるを石亦も
松より田中へ

一水柵の内通より二袋を一面組船通おり吹々自
由に備出するに大砲打場八袋ヲ厚明々出儀
ヲ要する打場は仕袋に秘製する母砲は矢も
数多し仕掛は官軍に大砲を遣はし一は
出方仕置に利一方も同出する

一柵を二柵に習凡此町を三町往打隔
おし陸上より付被来進退自由なる事
仕置に

一緘船をボートにせしめ未放掛は官軍に
海に引落し向一向にせしめ官軍に

一緘船ヲ燒け自走空船無帆ヲ燒け又空船前
仕掛を二面得し一時に兵防におし事
を官軍以上

廿八月

琉球砲台を創りて是を以て西國の軍制を造
 甲兵の法を以て其の法を以て西國の軍制を造
 甲兵の法を以て其の法を以て西國の軍制を造
 甲兵の法を以て其の法を以て西國の軍制を造
 甲兵の法を以て其の法を以て西國の軍制を造

松平定信海軍

八月廿九日

廿十日三月十日

軍制改革を以て西國の軍制を造
 甲兵の法を以て其の法を以て西國の軍制を造
 甲兵の法を以て其の法を以て西國の軍制を造
 甲兵の法を以て其の法を以て西國の軍制を造
 甲兵の法を以て其の法を以て西國の軍制を造

大船信武艘 日二艘 長廿 三十名揚七名 長廿 八名 長廿 九名

三艘 長廿七名揚二名 長廿 三名 長廿 四名 長廿 五名 長廿 六名 長廿 七名

三艘 長廿四名揚一名 長廿 二名 長廿 三名 長廿 四名 長廿 五名 長廿 六名

三艘 長廿二名揚一名 長廿 二名 長廿 三名 長廿 四名 長廿 五名 長廿 六名

長廿七名揚三名 長廿 四名 長廿 五名 長廿 六名 長廿 七名 長廿 八名

三艘 長廿七名揚三名 長廿 四名 長廿 五名 長廿 六名 長廿 七名 長廿 八名

砲台之事

吾は之を以て通じた事なり。如く不終るは白帆に在り
日本は相争ふ心無く其の常態を以て通じた事なり。如く
之を以て通じた事なり。如く不終るは白帆に在り
日本は相争ふ心無く其の常態を以て通じた事なり。如く
之を以て通じた事なり。如く不終るは白帆に在り
日本は相争ふ心無く其の常態を以て通じた事なり。如く

以上 乙未年

十二日

松平の藩士

此の事以て

不終るは白帆に在り

如く不終るは白帆に在り

御事

以上 乙未年

和蘭の事

和解

此の事以て通じた事なり。如く不終るは白帆に在り

日本は相争ふ心無く其の常態を以て通じた事なり。如く

之を以て通じた事なり。如く不終るは白帆に在り

日本は相争ふ心無く其の常態を以て通じた事なり。如く

之を以て通じた事なり。如く不終るは白帆に在り

和蘭の事

和解

以上 乙未年

新に印島に或大集抄多し其首以漢書を以て控
 之りてかてては其抄本漢書万国に長徴法
 机甲必丹より中七の國に其歌然たるものも
 度より其國に復すべし其書米穀抄水書
 其抄歌のりて其の儒者の語りも活平の老く
 防りて其の或時其書を所く毎に其書
 殿下總明堂の書りて其の書は活平大書
 永代少お徳の抄本其書箱に其書曆書一千
 八百四拾四年二月十九日王位お徳の抄本
 其年都の封スカラーヘンハーテ抄本其書

ルシムカミシストルハラホニテ蔵年
 日本國殿下 和蘭國王の御書

首之物目録

和蘭國王御書

但此の正字肉の金銀の付和蘭書
 言名画ニハニテルヒリス筆

- 一 水晶大燭臺 或本
- 一 同大花台 其書
- 一 六挺込籠 同其書

但此の正字肉の金銀の付和蘭書
 但造り花屏書
 但此の正字肉の金銀の付和蘭書

一カニベイン山 彦提

佐藤同二種名

此邦結宗系書物枚丹部在八画

右ニ通和解仕之室也其書之云云在心上

丑正月

同 常之助

和蘭國持政之書籍

所刊幅甲心丹之書論書

久世出之守

門後紀守

三山太膳亮

稻生出守

瑞島内出守

吉田河内守

平賀三平郎

少中後部

石谷強之丞

林 大守

遠山在庵

石河土佐守

久保貞佐守

相守或知守

山上内匠

昔年門前院國王ノ書籍正統ノ時
別國ニ通シテ及々ヨリ彼國ニ至リ

善務以爲之官前在粵水口以爲之
之報中少爲之將可保其安也
去歲七月貴國使价船齋

國王書翰到我肥前長崎港崎尹伊沢美
作守受而達之江戶府我主親讀之

貴國之王以二百年來通商之故有遙安我
國之利病見忠苦事其言極爲懇款且
別見惠珍品若干種我主良用感荷理
宣布報然今有不能者我祖創業之際

海外諸邦通切易固無一定及後議定
通信之國通高之國通信限朝鮮琉球
通高限貴國與支那外此一切不許新
爲交通貴國於我從來有通高無通信
信與高又各別也今欲爲之布報則達
碑祖法故併臣等達此意於公等而示之
國王事似不恭然祖法之嚴如此所以
不得已請諒之至見惠禮物亦在所可
辭然而厚意所寓遐方送致倘并返

納益涉不恭因今領受薄晉土宜教種以
表報謝貝錄別幅勿却幸甚抑祖法一
定嗣孫不可不遵後來徃復幸見停或
其然雖至再三不能受幸勿為誣至於
公等書翰亦準此不為報也貴國通高
則云爾至於國王忠厚誠意則我主亦
深感銘不敢踈外也因今得臣等阿蘭
陀國政府諸公閣下
弘化二年己巳六月朔日
阿部伊勢守正弘

牧野備前守忠良
牧野備前守忠雅
青山下野守惠良
戶田山城守忠温

別幅

貼金画屏風一双
撒金硯帑画一副
撒金提合搵一具
華紋紗綾二十端
措金書架一座
撒金文臺硯画一副
莠紋綸子二十端
彩龜綾二十端

彩綾

二十端

彩紬

二十端

整

かしら人の論書

家國性者海外通商諸國から
さう四海泰平治法則備朝鮮琉
球の外伝通商事
年々通商通商事
史々通商通商事
祖宗の存存林の傳は是れ我れ何れあり

延福の沙汰の事
高好の事
是の事
れは
之の事
何の事
とも

有る封もいそのはるる百々ををへし一なり
禮を名ふに似たりとてし何ぞ一対にたが
以て社宗曆世之法とあるをへんや言ふとて
他の舟ひ言ふを書るはなりとのれを度と
録出給ふといふをこの録にすす用ある
を一録と解するは中國に傳へ

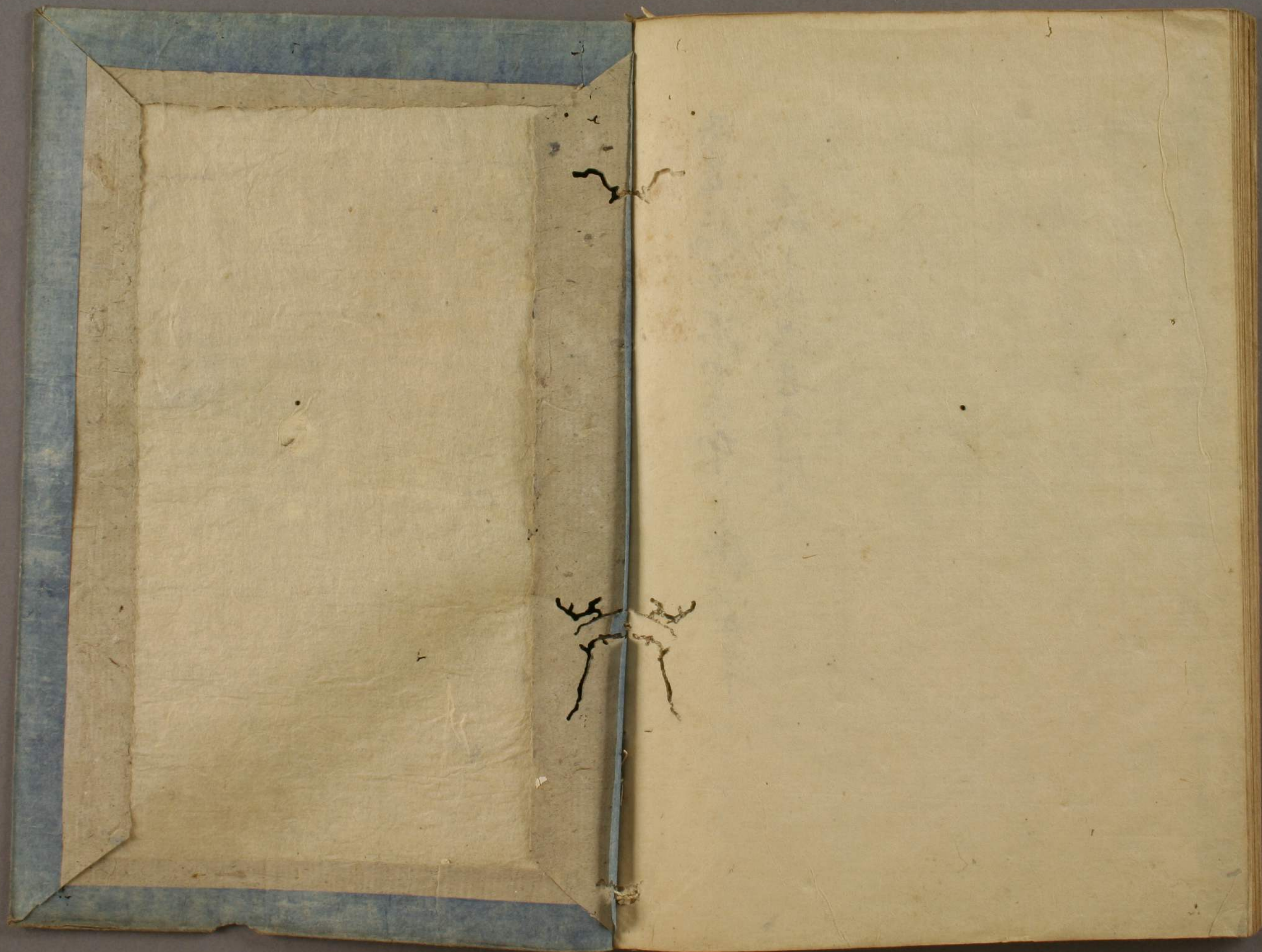
右阿比奈陀國主よりの書録并録録に
上書する系心く長文を分和解しる意
不名に録文と云編文略といふを日本

法道録を不田書中と録字年

嘉永六年二月

二
八七





異國小書

